

令和7年開成町議会4月随時会議 会議録（第1号）

令和7年4月17日（木曜日）

○議事日程

令和7年4月17日（木） 午前9時00分開議

日程第 1・会議録署名議員の指名

日程第 2・議案第28号 令和7年度開成町一般会計補正予算（第1号）について

日程第 3・報告第 1号 専決処分の報告について（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて）

日程第 4・報告第 2号 専決処分の報告について（開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて）

日程第 5・報告第 3号 専決処分の報告について（開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて）

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1番 清水友紀	2番 吉田敏郎
3番 石田史行	4番 井上慎司
5番 武井正広	6番 星野洋一
7番 今西景子	8番 寺野圭一郎
9番 佐々木昇	10番 山下純夫
11番 前田せつよ	12番 山本研一

○説明のため出席した者

町 長 山 神 裕 副 町 長 石 井 護	
教 育 長 石 塚 智 久 参 事 (兼) 岩 本 浩 二	企 画 政 策 課 長
参 事 (兼) 総 務 課 長 山 口 哲 也 参 事 (兼) 小 玉 直 樹	(兼) 地 域 防 災 課 長
(兼) 税 務 窓 口 課 長 中 戸 川 進 二 財 務 課 長 高 島 大 明	
参 事 (兼) 福 祉 介 護 課 長 環 境 課 長 高 橋 清 一 保 險 健 康 課 長 土 井 直 美	

こども課長 奥津亮一 都市計画課長 柏木克紀
都市整備課長 井上昇 産業振興課長 中村睦
会計管理者 石井直樹 参事(兼) 田中栄之
(兼)出納室長 学校教育課長
生涯学習課長 田代孝和

○議会事務局

事務局 長 遠藤直紀 書 記 佐藤久子

○議長（山本研一）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年4月随時会議を開催いたします。

午前9時00分 開議

○議長（山本研一）

4月随時会議の議事日程案につきましては、本日開催されました議会運営委員会において決定されたものです。

お手元に送付のとおりで、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認め、4月随時会議の議事日程につきましては、議事日程表のとおりと決定いたしました。

直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。開成町議会会議規則第122条の規定により、議長において、9番、佐々木昇議員、10番、山下純夫議員の両名を指名します。

日程第2 議案第28号 令和7年度開成町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

予算書の説明を順次、担当課長に求めます。

暫時休憩いたします。

午前9時03分

○議長（山本研一）

休憩中、システム調整をさせていただきました。再開いたします。

午前9時08分

○議長（山本研一）

予算書の説明を順次、担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高島大明）

それでは、議案第28号 令和7年度開成町一般会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。資料は2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入です。

20款諸収入、4項雑入、補正額は100万円の増額です。

続いて資料は3ページを御覧ください。歳出になります。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正額は100万円の増額です。

歳入歳出ともに100万円増額し、総額82億4,100万円の予算額とするものです。

続いて補正予算の詳細説明に移ります。歳入歳出補正予算事項別明細書により御

説明させていただきます。

資料は7ページを御覧ください。2、歳入です。

○環境課長（高橋清一）

歳入です。20款諸収入、4項雑入、1目雑入、説明欄、熱中症対策推進事業委託金100万円の増額です。

こちらにつきましては、環境省の外郭団体が募集いたしました地方自治体における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業に応募したところ、本町の取組、歳出側で御説明いたしますが、モニターの設置や、クーリングシェルターの指定などにつきまして採択を受けました。この関係につきまして実施させていただくというところでございます。委託金につきましての充当については10分の10でございます。

○保険健康課長（土井直美）

続いて歳出になります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、説明欄、健康づくり推進事業費。歳入の熱中症対策事業委託金100万円に対する事業となります。

民生委員による高齢者の見守り事業として、熱中症への注意喚起のための訪問時に配布するための経口補水液や冷却シート等の消耗品等の物品。また、クーリングシェルターに指定した施設や民間事業所等に掲げていただくためののぼり旗などを購入するための消耗品の経費を計上しています。

また、水辺スポーツ公園の管理棟に設置している暑さ指数が表示されるモニターの賃借料を熱中症関連費としてまとめて、衛生費で計上しているものになります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑をどうぞ。

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

5番、武井です。100万円の歳入歳出ということですけど、今説明ありまして環境省の外郭団体のモデル事業に申し込んで採択されたこと、非常にいいことで、最近あんまりこういった話をこの場では、ちょっと聞いてないのかなという気はするのですが、ぜひ今後もこういった形で、積極的にこういうことをしていただきたいと思いますと思いますが、今後に向けても特に暑くなってくるので、こういった取組をしていこうというような考えはあるのでしょうか。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

モデル事業といたしましては7年度になってございますけども、これからもずっと暑い日は続きますので、保健師等による講座等、熱中症対策に関することに対しましては、今後も引き続き町民の皆様にも熱中症対策等を勧めていきたいと思っております。

ります。

○議長（山本研一）

そのほか、質疑ございませんか。

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

1 番、清水です。このモデル事業に通ったというのは、全体的な開成町の取組を示して通ったということなのか、もしくはこういう事業を行うのでということに通ったのか、それであれば内容を伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（高橋清一）

お答えします。今回のモデル事業に関しては、いわゆる開成町での取組、開成ならではのであるという形で受けたところでございます。というのは、小さな町の中でクーリングシェルターについては、ある程度町内に均等に設置をしたり、高齢者の方に対して丁寧な対応していくというようなことが、国の外郭団体に認められたということでございます。以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

令和7年度の予算で、こども110番などクーリングシェルターも含めてそのような場所の取組が含まれてましたけど、のぼり旗などを消耗品を満遍なく置かれるということで、今クーリングシェルターは、そちらの消耗品を置く場所というのは何か所ぐらいになるのでしょうか。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

民間事業所等のクーリングシェルターの協定式等はこれからなのですが、全部で14か所指定する予定になってございますので、そこに置く予定になってございます。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

暑さ指数を測るモニターを賃借して50万ということですが、これは1か所水辺公園のみの話でしょうか。ほかにあればお示してください。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（高橋清一）

モニターの設置については水辺スポーツ公園の管理棟1か所という形で考えてお

ります。以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。熱中症対策推進事業ということで100万円、様々な具体の事業内容の御説明がございました。その100万円、様々な事業別の予算、この100万をこのような形でこの事業に、この事業にと、今まで御説明いただいた項目ごとの内訳、このように使っていくという予算内訳がございましたら、御答弁願いたいと思います。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

消耗品等といたしまして、民生委員さんによる訪問時の消耗品等に民生委員さんの訪問時に配布する経口補水液等の消耗品等のほかにシェルターに配るものがございますけれども、経口補水液の個数とししましては1,500本を買う予定、冷却シュートシート等にしてもその程度買う予定でございます。

のぼり旗につきましては、クーリングシェルター2本ずつを公共施設5か所、先ほど言いました事業所等では14か所プラス1で15か所ののぼり旗等を購入する予定でございます。以上です。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

今詳細に御説明いただき、ありがとうございます。この100万というお金の中で、委託金の中で動いていくということで、人口も増えておりますし、この事業展開をしていくうちに、例えばもう少しこの事業に膨らみを持たせるとか、厚みを持たせるというようなことの判断から、この委託金とは別に、町として幾ばくかの予算を載せた形で事業をさらに推進していくというようなお考えがあるのかなのか、それともあくまでもこの委託金の100万は以内のところ、この事業を収めて展開していくのかどうか、その御見解について聞きたいと思います。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（高橋清一）

お答えします。

今現時点におきまして、この100万円を使いまして、先ほど担当課長から、関係課から御説明ありましたとおり、民生委員さんなり、クーリングシェルターの設置等については、ある程度予備的なものも含んで予算としては計上しておりますので、今現時点である程度のいわゆる活動の中でそういったものについては十分だろ

うと考えております。

ですので、またやっていく中で、いろんな課題なりいろんなものが出て見えてきた段階におきまして、もし必要があるならばという形でございますので、今現時点において町の単費をこの中にまた投入するという考え方はございません。以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので採決を行います。

議案第28号 令和7年度開成町一般会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛成者全員）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

○議長（山本研一）

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて）を議題とします。

説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それでは、御説明いたします。ファイルナンバー022、専決処分書になります。

報告第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについての専決処分について御説明申し上げます。

2ページ、専決処分書を御覧ください。

町長の専決処分に関する条例の規定により指定された町長の専決処分事項について、令和7年3月31日付で専決処分を行ったものです。

下段を御覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、引用条文に移動があることに伴い、関係条例の一部改正の必要が生じたために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定を行ったものです。

3ページを御覧ください。

専決処分により令和7年3月31日に公布しました開成町条例第12号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例です。

専決処分の内容です。

第1条は開成町税条例の一部改正、第2条は開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正になります。

いずれも引用法の項ずれに伴い、改めるものがございます。

いずれの一部改正条例も施行日は令和7年4月1日としております。

説明は以上となります。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、報告第1号 専決処分の報告について（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて）を終了します。

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて）を議題とします。

説明を担当課長に求めます。

参事兼税務窓口課長。

○参事兼税務窓口課長（山口哲也）

それでは、報告第2号 開成町税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について御説明させていただきます。

それではファイルナンバー03報告第2号専決処分の報告についてになります。2ページの専決処分書を御覧ください。

町長の専決処分事項に関する条例の規定により指定された町長の専決処分事項について、令和7年3月31日付で専決処分を行ったものがございます。

下段を御覧ください。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、軽自動車税の種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直しをする必要があるため、開成町税条例の一部を改正する条例を制定したものでございます。

3ページを御覧ください。

専決処分により令和7年3月31日に公布した開成町条例第13号開成町税条例の一部を改正する条例です。

第28条第1項第1号ウが新設されました。

125CC以下、かつ最高出力を4キロワット以下に制御した小型バイクを新基準原付と定義し、既存の原付と同じく税額2,000円とするものです。

この条例は令和7年4月1日から施行いたします。

なお現時点で開成町には該当の車両はございませんことを申し添えます。

説明は以上になります。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、報告第2号 専決処分の報告について（開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて）を終了します。

日程第5 報告第3号 専決処分の報告について（開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて）を議題とします。

説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

それではファイルナンバー04、報告第3号 専決処分の報告についてお開きください。開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について御説明させていただきます。

2ページの専決処分書を御覧ください。

町長の専決処分事項に関する条例の規定により指定された町長の専決処分事項について、令和7年3月31日に専決処分したものでございます。

この条例につきましても、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が本年2月7日に公布され、同年4月1日に施行となりました。

これを受け、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、開成町国民健康保険税の軽減対象となる世帯の所得判定基準を改正する必要があるため、町長の専決処分事項に関する条例の規定に基づき、開成町国民健康保険税条例の一部を改正したものでございます。

次に、条例改正の概要について説明いたします。

国民健康保険税では、低所得者に対する軽減措置として、所得に応じて応益分を7割、5割、2割軽減する仕組みがあり、軽減分は公費で賄われます。

今回の改正による国民健康保険税の軽減判定所得基準額の引上げは、低所得者の5割軽減と2割軽減の基準額を引き上げるもので、5割軽減の対象となる世帯の判定所得の算定において、被保険者数に乘じる金額を29万5,000円から1万円引き上げ30万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者数に乘じる金額を54万5,000円から1万5,000円引き上げ56万円と、地方税法に準じて改正いたしました。

なお、この基準額引上げによる影響額は13世帯44万3,000円の減収となる見込みです。

それでは次のページ、開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を御覧く

ださい。

開成町条例第14号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

開成町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。左側が改正後、右側が改正前の条例でございます。

条例第24条、国民健康保険税の減額、下から3行目の下線部が5割軽減に該当する条文でございます。次のページ3項が2割軽減に該当する条文となります。

附則でございます。

この条例の施行日は令和7年4月1日経過措置といたしまして、改正後の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるとしております。

報告は以上となります。

よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、報告第3号 専決処分の報告について（開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて）を終了します。

以上をもちまして、本4月随時会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。これにて散会をいたします。

皆様大変お疲れさまでした。

午前9時30分 散会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証する。

開成町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員